

緊急食糧等提供事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、市内に居住する世帯が、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合等に食糧等の生活に必要な現物（以下「食糧等」という。）を提供することにより、世帯の自立を促し、社会の一員として円滑な社会生活が送れるよう、支援する。

(窓口運営主体)

第2条 この事業は、社会福祉法人小諸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が「緊急食糧等提供事業実施要綱」により運営する。事業を円滑に進めるため、社協に窓口を置き、相談・受付・支援を行うものとする。

(財源)

第3条 財源は、小諸市共同募金配分金・寄附金等によるものとする。

(対象世帯)

第4条 この事業の対象となる世帯は、市内に居住し、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難な世帯とする。

2 その他、社協会長が特に必要と認めた世帯

(借入申込手続き)

第5条 この事業で食糧提供等の申し込みを行う者は、申込書（様式1）に必要事項を記入の上、必要書類を添え、社協会長に申し込むものとする。

(申込に必要な書類)

第6条 この事業の申込に必要な書類は次のとおりとする。

- ① 提供申込書（様式1）
- ② 住所がわかる書類等（免許証・健康保険証・郵便物・住民票など）
- ③ その他、必要に応じ社協会長が求める書類

(食糧等の提供)

第7条 提供する食料等については、次のとおりとする。

- ① 大人1人が2日～3日生活できるもので1セット当たり、2,000円程度とする。
- ② 提供数については、1人につき1セットとし、世帯構成員を提供する。
- ③ 乳幼児がいる世帯については、粉ミルク・離乳食等の食糧を必要に応じて適宜提供する。

- ④ 乳幼児・高齢者等で、紙おむつが必要なものがある世帯に対して、上記以外に紙おむつの提供を行う。提供数は1人が2日～3日生活できるものとし、1セット当たり1,500円程度とする

(提供頻度)

第8条 再度、同一人物に対して、食糧等を提供する場合は、前回の提供日より6か月以上経過していることを原則とする。

(提供の決定)

第9条 提供の決定は、社協会長が随時行い、提供台帳(様式2)を整備するものとする。

(調達・保管)

第10条 提供する食料等は、社協で調達・保存する。

保管台帳を整備、賞味期限・消費期限等の把握を行い、随時、破棄・補完を行う。

(返還)

第11条 この事業は、基本的には食糧等を提供するものであり、返還は求めない。しかし、利用者がこの趣旨を理解の上、世帯が自立した社会生活を送れるようになった後、返還を希望する場合は、応じるものとする。

2 申請内容について虚偽の申告があった場合は返還を求めることができる。返還内容は現物または支給現物相当の金額とする。

(補足)

第12条 この要綱が定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年2月1日より施行する。